

議案第 47 号

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 8 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

本町のし尿及び浄化槽汚泥処理（収集及び運搬を除く）に関する事務については、令和 3 年 4 月 1 日より泉佐野市田尻町清掃施設組合に委託を行っている。

し尿処理施設については、同年 9 月末をもって、廃止に向けた残業務（プラント内清掃業務等）が完了し、併せて同施設の廃止（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 29 年法律第 72 号）における廃止届）を予定していることから、この条例案を提出するものです。

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

廃棄物の減量化及び適正処理条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項の表熊取町立大原衛生公苑の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

廃棄物の減量化及び適正処理条例（平成17年条例第44号）の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|--------|-----------------------|---|--------|-----------------------|
| （一般廃棄物処理施設の設置） 第26条 町が設置する一般廃棄物処理施設は、次のとおりとする。 | | | （一般廃棄物処理施設の設置） 第26条 町が設置する一般廃棄物処理施設は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 種別 | 位置 | 名称 | 種別 | 位置 |
| 熊取町環境センター | ごみ処理施設 | 熊取町大字久保 2983 番地の 1 | 熊取町環境センター | ごみ処理施設 | 熊取町大字久保 2983 番地の 1 |
| | | | 熊取町立大原衛生公苑 | し尿処理施設 | 熊取町野田四丁目 2063 番地 |
| 2 (略) | | | 2 (略) | | |